

障がいを理由とする差別の禁止に関する法整備を求める意見書

2006年12月、第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約」(以下「条約」という。)が採択された。

昨年12月現在、127カ国が条約を批准しているが、我が国は条約に署名しているものの、関係する国内法が未整備のため批准には至っていない。

この間、政府は条約の批准に必要な国内法の整備と障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、2009年、「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その下に障がい当事者、学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議」、さらにその総合福祉部会と差別禁止部会を設置し、議論を重ねてきた。

こうした中、障害者基本法の改正により、昨年7月、障がい者制度改革推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして「障害者政策委員会」が発足した。

そして、障がいを理由とする差別の禁止に関する法制のあり方検討の場も、その下に設置された差別禁止部会に移され、多くの議論を重ねた末、昨年9月14日に部会の意見が取りまとめられた。

障がい者とその家族はもちろん、多くの国民が条約の批准を待ち望んでおり、国にはこれに応える責務がある。

よって、国会及び政府においては、以下の事項を実施し、条約の批准に向けて、早期に障がいを理由とする差別の禁止に関する法整備を行うよう強く要望する。

記

- 1 法整備に当たっては、差別禁止部会が取りまとめた意見を最大限尊重し、反映させること。
- 2 法案策定過程においては、条約の理念を踏まえ、差別禁止部会の参画を図ること。
- 3 新たな法制度の施行に当たっては、法制度を円滑に進めるための地方自治体の財源確保について十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年(2013年)3月28日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
(提出者) 民主党・市民連合、公明党、日本共産党及び
市民ネットワーク北海道所属議員全員